

鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程

平成 27 年 6 月 22 日教委訓令第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、鈴鹿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行政運営上必要な意見聴取、情報共有、連絡調整等のため、職員以外の同一の学識経験者、団体の代表、公募市民等の参集を継続して依頼し、それらの者のみで、又はそれらの者を交えて開催する会議（以下「会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の名称等)

第 2 条 会議の名称、開催の目的、構成員数及び所管課は、別表のとおりとする。

2 会議の名称は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関と誤認されることのないよう配慮しなければならない。

3 開催の目的は、調停、審査、審議又は調査のためのものと誤認されることのないよう配慮しなければならない。

4 構成員数は、その開催の目的等に応じ、必要最小限の数とする。

(身分)

第 3 条 会議の構成員（本市の職員を除く。）は、本市の職員の身分を有しない。

(謝礼等)

第 4 条 会議の出席者（以下「出席者」という。）に対する役務の対価及び実費弁償として、予算の範囲内で謝礼及び市外から会議に出席するために要した旅費相当額を支給することができる。

2 前項の謝礼の額は、鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 24 年鈴鹿市条例第 58 号）第 2 条に規定する報酬の額、出席者の役割等を勘案して、適正な額とする。

(会議)

第 5 条 会議への出席は、教育委員会が依頼する。

2 会議の進行は、所管課の職員又は会議の座長として出席者のうちから互選された者が行うものとする。

3 会議は、出席者の個別意見の聴取又は出席者との情報共有、連絡調整等を行うことを目的として、進行しなければならない。

4 会議は、必要に応じて、分科会、小会議等を開催することができる。

(その他)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 22 日教委訓令第 3 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 7 日教委訓令第 1 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

会議等の名称	開催の目的	構成員数	所管課
金生水沼沢植物群落保護増殖事業推進検討会議	金生水沼沢植物群落の保護増殖及び活用の推進を図るための意見聴取を行う。	8人以内	文化スポーツ部文化財課
鈴鹿市文化財保存活用地域計画協議会	鈴鹿市文化財保存活用地域計画の作成及び計画の運用等に係る意見聴取を行う。	12人以内	文化スポーツ部文化財課
国史跡伊勢国府跡調査指導会議	国史跡伊勢国府跡の調査実施のための意見聴取を行う。	6人以内	文化スポーツ部文化財課
学校問題解決支援委員会	学校、幼稚園及び教育委員会に寄せられる不当な要求等の対応について、専門的な見地から問題を解決するための意見聴取を行う。	5人以内	教育委員会事務局教育支援課
鈴鹿市立中学校における部活動の地域移行に関する協議会	中学校における部活動の円滑な地域移行を推進するための意見聴取を行う。	12人以内	教育委員会事務局教育指導課

鈴鹿市立中学校における部活動の地域移行に関する協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程（平成27年教委訓令第7号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、鈴鹿市立中学校における部活動の地域移行に関する協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(意見聴取する事項)

第2条 協議会において意見聴取する事項は、次のとおりとする。

- (1) 部活動の地域移行に係る仕組みづくりに関すること。
- (2) 地域クラブ活動の適正な運営方法等に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、目的達成に必要と認められる事項。

(開催期間)

第3条 会議の開催期間は、部活動の地域移行の計画期間が終了するまでの日とする。

(協議会の構成員)

第4条 構成員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) NPO法人鈴鹿市スポーツ協会の代表者
- (3) 鈴鹿市中学校長会の代表者
- (4) 鈴鹿市中学校体育連盟の代表者
- (5) 三重県吹奏楽連盟中学校の部における鈴鹿市の代表者
- (6) 教職員の代表者
- (7) 鈴鹿市PTA連合会の代表者
- (8) 地域産業団体の代表者
- (9) 地域スポーツ・文化芸術団体の代表者
- (10) 上記に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(協議会)

第5条 協議会は教育委員会が招集し、会議を進行する。

(協議会の公開)

第6条 協議会は公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるときは、この限りでない。

(会議録の公開)

第7条 教育委員会は、協議会の終了後、遅滞なく会議結果の要点録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書きの規定により非公開とされた協議会の内容については、この限りではない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育指導課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年6月20日から施行する。

鈴鹿市立中学校における部活動の地域移行に関する協議会傍聴要領

1 傍聴の手続

協議会を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、協議会開始予定時刻の30分前から10分前までに、受付で傍聴券の交付を受け、職員の指示に従って会場に入室します。

2 傍聴の定員

傍聴席は、5席とします。ただし、定員を超えて傍聴希望者がいる場合は、抽選により傍聴者を決定します。

3 傍聴席に入ることができない者

次に該当する者は、傍聴席に入ることができません。

- (1) 銃器その他危険なものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、旗の類を所持している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を所持している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

4 傍聴者の守るべき事項

すべての傍聴者は、次の事項を十分理解した上で、傍聴しなければなりません。

- (1) 一切の発言はできません。
- (2) みだりに傍聴席を離れないでください。
- (3) 途中入場は認めません。
- (4) 会議開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法による公然とした可否の表明はできません。
- (5) 飲食又は喫煙はできません。
- (6) 写真、ビデオ等の撮影又は録音はできません。ただし、特に教育委員会の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (7) 携帯電話、モバイル端末等の使用はできません。ただし、特に教育委員会の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (8) その他会議の公正、円滑な運営に支障となる行為はできません。
- (9) 前各号に定めるもののほか、すべて職員の指示に従うものとします。

5 傍聴者の退室

傍聴者は、教育委員会が会議の進行に支障があると判断した場合又は傍聴者がこの要領に定める事項に従わない場合で、教育委員会から退室の指示があったときは、直ちに退室しなければなりません。

6 その他

この要領に定めるもののほか、協議会の傍聴に関し必要な事項は、教育委員会が協議会に諮って定めるものとし、傍聴者はそれに従うものとします。

附 則

この要領は、令和5年6月20日から施行する。

鈴鹿市立中学校における部活動の地域移行に関する協議会 委員名簿

区分	名前	所属・職名
学識経験者	加納 岳拓	三重大学 教育学部 准教授
鈴鹿市スポーツ協会の 代表者	大川 智子	NPO法人 鈴鹿市スポーツ協会代表理事
鈴鹿市中学校校長会の 代表者	須藤 雅哉	鈴鹿市立創徳中学校長
鈴鹿市中学校体育連盟の 代表者	岡村 幸則	鈴鹿市立天栄中学校長
三重県吹奏楽連盟中学校の 部における鈴鹿市の代表者	上田 章善	鈴鹿市立平田野中学校長
教職員の代表者	岸 直人	鈴鹿市立白鳥中学校教諭
鈴鹿市PTA連合会の代表 者	村田多恵子	鈴鹿市PTA連合会会長
地域産業団体の代表者	菱川 弘二 北畑 達也	本田技研工業株式会社
地域スポーツ・ 文化芸術団体の代表	杉本 直哉	鈴鹿市スポーツ推進委員 協議会会長